

健康づくり推進に向けた包括的事業連携に関する協定書

日立市、全国健康保険協会茨城支部

健康づくり推進に向けた包括的事業連携に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会茨城支部（以下「乙」という。）は、日立市民及び日立市に所在している全国健康保険協会の加入事業所（以下「市民等」という。）の健康づくりを一層推進するため、相互の連携・協力について次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、市民等に対する健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民等の健康増進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力を行うこととする。

- 1 特定健康診査、がん検診の受診促進に関すること
- 2 市民の健康情報を把握するための、情報の共有・分析に関すること
- 3 健康経営の普及促進に関すること
- 4 生活習慣病の発症予防及び重症化予防の推進に関すること
- 5 医療費適正化に関すること
- 6 その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力事項の検討及び実施に当たり、相手方から知り得た相手方の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）について、法令等に定めがある場合を除き、当該秘密情報の提供を受けた相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、本協定が解除された後も同様とする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の変更・解除)

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、双方の協議により、本協定を変更又は解除することができる。

(疑義等の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月19日

甲 茨城県日立市助川町1丁目1番1号
日立市
日立市長 小川 春樹

乙 茨城県水戸市南町3-4-57
全国健康保険協会茨城支部
支部長 内田 善明